

第68回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成27年3月30日（月）13:30～15:30

場所 赤れんが庁舎 2階 1号会議室

1 開 会

2 議 事

（1）道民アイデアの第1次整理について

- ・ 観光業者に対する税制優遇
- ・ 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進
- ・ 国立公園内における地熱開発の取扱
- ・ 補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更
- ・ 北海道サイクリング特区
- ・ 事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化
- ・ 通訳案内士の登録要件等の緩和
- ・ 旧100円銀貨を媒体とした金融貸付
- ・ 農用地区域内の開発行為制限の緩和

（2）その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 平成24年度道民アイデアの審議状況

資料2 平成25年度道民アイデアの審議状況

資料3-1 観光業者に対する税制優遇

資料3-2 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進

資料3-3 国立公園内における地熱開発の取扱

資料3-4 補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更

資料3-5 北海道サイクリング特区

資料3-6 事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化

資料3-7 通訳案内士の登録要件等の緩和

資料3-8 旧100円銀貨を媒体とした金融貸付

資料3-9 農用地区域内の開発行為制限の緩和

参考資料1 温泉付随可燃性天然ガス利用の促進

参考資料2 国立公園内における地熱開発の取扱

参考資料3 補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更

参考資料4 北海道サイクリング特区

参考資料5 事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化

参考資料6 通訳案内士の登録要件等の緩和

参考資料7 旧100円銀貨を媒体とした金融貸付

参考資料8 農用地区域内の開発行為制限の緩和

第67回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成27年2月9日（月） 13：35～15：11

■開催場所：毎日札幌会館 4階 会議室

■審議結果概要

議事（1）道民アイデアの第1次整理について

- 『『北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議』の道への移管等』（No.408）、
「観光業者に対する税制優遇」（No.428）、「カジノの設置」（No.429）、
「エゾシカ捕獲における夜間発砲（銃猟）の実施」（No.433）
の4項目について、第1次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了
※No.428の第1次整理の理由については、別途調整

議事（2）第7回提案に向けた道庁内検討項目について

- リサイクル関連法については、提案募集方式による地方からの提案を受け、
国において「原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要
な措置を講ずる」とこととされたため、国の検討状況等を注視しつつ、今後の
方向性を検討していくことで了解

議事（3）地方分権改革に関する「提案募集方式」について

- 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣
議決定）について、事務局から報告

平成24年度道民アイデアの審議状況

No.	整理番号	アイデア名	分類			審議状況								
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第67回	第68回	
1	405	3512 H	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討					一次整理		
2	406	3513 I	外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		一次整理						
3	407	4510 F	水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策						一次整理		
4	408	1516 F	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他							一次整理	
5	409	1517 J	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理							
6	410	1518 J	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理							
7	411	1519 H	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他						一次整理		
8	412	4511 H	帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理						
9	413	4512 E	最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備						一次整理		
10	414	4513 D	二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化				一次整理				
11	415	4514 F	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全					継続検討	一次整理		
12	416	4515 D	一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成				一次整理				
13	417	3514 J	外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理						
14	418	3515 F	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全					一次整理			
15	419	1520 F	エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全					継続検討	一次整理		
16	420	1521 D	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策								審議
17	421	4516 H	超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他						一次整理		
18	422	3516 D	公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他					一次整理			
19	423	2512 D	国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策								審議
20	424	4517 C	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大						一次整理		
21	425	4518 H	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大						一次整理		

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

平成25年度道民アイデアの審議状況

No.	アイデア名	分類	審議状況	
			第67回	第68回
1	426	補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更	地域振興	審議
2	427	北海道サイクリング特区	地域振興	審議
3	428	観光業者に対する税制優遇	経済振興	一次整理 (理由調整)
4	429	カジノの設置	経済振興	一次整理
5	430	事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化	経済振興	審議
6	431	市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化	経済振興	
7	432	通訳案内士の登録要件等の緩和	経済振興	審議
8	433	エゾシカ捕獲における夜間発砲(銃猟)の実施	環境保全	一次整理
9	434	旧100円銀貨を媒体とした金融貸付	その他	審議
10	435	農用地区域内の開発行為制限の緩和	農林水産業の振興	審議

※アイデアを受理した期間：平成25年4月～平成26年3月

道民アイデア整理表

No. 428	アイデア名	観光業者に対する税制優遇
---------	-------	--------------

【アイデアの概要】

- 観光産業にとって域内人口の減少は大きな問題であり、北海道の人口増加を図るため、課税所得の一部控除を行う。
- また、観光産業に係る事業活動においても、税の優遇により発生する資金を設備投資・人件費に向け、より一層魅力的なサービス作りを促すため、事業所税及び固定資産税の一定期間の課税免除を行う。

【事実関係の整理】

- 所得控除とは、所得税額の計算に当たり、医療費や保険料、扶養の状況など、納税者の個人的事情により生じる所定の額を、所得から控除することである。（所得税法）
- 事業所税は、道路、公園、上下水道など都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。事業所税を課することができるのは政令指定都市等に限定されており、道内では札幌市と旭川市が該当する。事業所税は、当該自治体に事務所・事業所において事業を行う法人又は個人に課される。（地方税法）
- 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に対して、市町村が課す税金である。（地方税法）
- 地方団体は、公益上その他の事由があるときは、条例により課税しないことができる。（地方税法）

【道州制特区制度との整合性】

- 所得控除については、国に対して権限移譲を求めるものではないため、また、事業所税及び固定資産税は市町村税であり、当該市町村の判断により課税免除を行うことができるため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

所得控除については、国に対して権限移譲を求めるものではない。

事業所税及び固定資産税の課税免除については、道州制特区提案には馴染まない。現行制度で対応可能である。

道民アイデア整理表

No. 420	アイデア名	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進			
<p>【アイデアの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道には可燃性天然ガスが付随する温泉井が多く存在する。温泉ごとのガス量は、ガス供給事業が可能な規模ではないが、温泉施設等での活用が進めば有力な地産地消のエネルギー源となる。 ○ 可燃性天然ガスの主成分であるメタンガスは温室効果ガスであり、その地球温暖化係数はCO₂の21倍に達する。地球温暖化防止の観点からも、未利用のまま廃棄されているこれらの温泉付随ガスの対策が必要とされている。 ○ 鉱業法及び鉱山保安法は権利関係や保安関係の規制が厳しいため、市町村や民間の泉源所有者が、ガスの利用を進める上で大きなハードルとなっている。 ○ このため、温泉付随ガスの利用について、鉱業法および鉱山保安法の適用除外とする、あるいは産出ガス量に応じた規制を設けるなどの緩和措置を提案する。 ○ このことにより、未利用資源の有効利用が促進され、エネルギーの地産地消のひとつのモデルとして社会へ提示することができ、北海道の省エネ対策や地球温暖化対策への貢献が期待される。 					
<p>【事実関係の整理】</p> <p>(1) 採掘に係る主な規制</p> <p>① 鉱業権（鉱業法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性天然ガスは、鉱業法上で「鉱物」として位置づけられており（法第3条）、これを掘採・利用するためには、「鉱業権」の取得が必要である。 ・ また、可燃性天然ガスは、国民経済上重要な鉱物として、石油等とともに「特定鉱物」として位置づけられ（法第6条の2）、一般鉱物よりも国の管理が強化され、国が特定地域を指定し、さらに特定開発者の募集・選定（いわゆる「コンペ」）を行い、選定された者に鉱業権を賦与する仕組みとされている（法第39条、第40条等）。（特定鉱物以外は先願主義で審査） ・ 鉱業権に関する許可に先立ち、道に対して、国から協議が行われる（法第40条第4項）。 <p>② 安全対策（鉱山保安法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガスを掘採する場合は、鉱山保安法の適用も受け、鉱業権者（事業者）には、鉱山における人に対する危害の防止（法第5条）及び鉱害の防止（第8条）、鉱山労働者に対する保安教育（第10条）、保安統括者等の選任（第22条等）等の保安対策が義務付けられる。 <p>(2) 利活用に係る主な規制</p> <p>① 温泉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃性天然ガスによる災害防止措置やガス濃度の測定等の義務付け（法第14条の2等） <p>② 電気事業法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス発電設備（自家用電気工作物）を設置する場合は、保安規程や電気主任技術者に関する届出等が必要となる。 					
<p>【道州制特区制度との整合性】</p>					
<p>【一次整理の対応方向（案）】</p> <table border="1" data-bbox="165 1771 775 1834"> <tr> <td data-bbox="165 1771 453 1834">分野別審議</td> <td data-bbox="453 1771 528 1834">○</td> <td data-bbox="528 1771 775 1834">一旦検討終了</td> </tr> </table> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱業権の設定に関しては、関連する事務・権限（鉱山保安法関連を含む）は膨大であり、温泉付随天然ガスの利用を進めるといった目的だけのために、それらの事務・権限の道への移譲を求めるのは現実的ではない。 ○ なお、構造改革特区制度等、他の制度の活用により、国に対する規制緩和の要望が可能な旨、情報提供・助言を行う。 			分野別審議	○	一旦検討終了
分野別審議	○	一旦検討終了			

道民アイデア整理表

No. 423	アイデア名	国立公園内における地熱開発の取扱い				
<p>【アイデアの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しに伴い、自然公園における地熱開発の取扱いが平成 24 年 3 月に通知された。 ○ 国立・国定公園内における地熱発電事業について、普通地域での開発に加え、条件がクリアされれば第 2 種及び第 3 種特別地域での開発が認められることとなった。 ○ 道内には過去に調査井が掘削された場所があるが、第 1 種特別地域内であり、今回の基準緩和の通知でも開発が認められない規制の厳しい地域である。しかし、過去に掘削した跡地から蒸気が噴気している現状から、第 2 種特別地域からの傾斜掘削が可能となるよう提案する。 ○ このことにより、日本及び北海道のエネルギー政策として、再生可能エネルギーの導入が進むとともに、自然との共生を図りエコに優しいまちづくりを目指して、地産地消による電力の消費、施設見学会などの実施による誘客も期待できる。 						
<p>【事実関係の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国立公園は国が設置・管理を行い、国定公園は都道府県の申し出を受けて国が指定し、都道府県が管理し、都道府県立自然公園は都道府県が設置・管理を行っている（自然公園法第 5 条、第 7 条等）。 ② 国立公園は、環境大臣が決定する公園計画に基づき、特別地域（特別保護地区、第 1 種～第 3 種特別地域）及び普通地域の区分を設け、自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為を区分に応じて規制し、自然環境や風致景観を保護している。特別地域では、建築物や工作物の新築・改築、木竹の伐採、土石の採取等は、環境大臣の許可が必要であり（法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項）、許可基準は環境省令で規定されている（同法施行規則第 11 条）。 ③ 国（環境省）は、上記法令のほか、通知により自然公園内の地熱開発を制限してきたが、平成 22 年の閣議決定（規制・制度改革に係る対処方針）等を受けて、専門家による検討を行い、平成 24 年 3 月の通知（参考資料参照）により、国立・国定公園内における地熱開発の考え方を見直し、規制を緩和。 						
<p>【道州制特区制度との整合性】</p>						
<p>【一次整理の対応方向（案）】</p> <table border="1" data-bbox="165 1630 775 1720"> <tr> <td data-bbox="165 1630 242 1720"></td> <td data-bbox="242 1630 453 1720">分野別審議</td> <td data-bbox="453 1630 529 1720">○</td> <td data-bbox="529 1630 775 1720">一旦検討終了</td> </tr> </table> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道としても再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を推進しているが、地熱開発と環境保全との関係性については、慎重に考慮する必要がある。 ○ 国における専門的かつ慎重な検討の結果、規制が緩和されたところであり、当面は、現行制度による取組による支障事例の有無等について見守ることとする。 				分野別審議	○	一旦検討終了
	分野別審議	○	一旦検討終了			

道民アイデア整理表

No. 426	アイデア名	補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更
---------	-------	-------------------------

【アイデアの概要】

- 市町村等が、農業関係の国の補助事業等により取得した財産の処分を行う際には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「補助金適正化法」という。）及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（以下「承認基準」という。）に基づき、農林水産大臣に申請し、承認を受ける必要があるが、事前協議から承認までに、相当な時間や大量の資料を要するため、取得財産の有効利用の断念・遅延などの影響がある。
- このため、農林水産大臣の財産処分の承認権限を北海道知事に移譲し、手続きを迅速化し、取得財産の積極的な有効活用を図る。また、このことは、地域の活性化や市町村等の自主・自立意識の醸成につながる。

【事実関係の整理】

- 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。（補助金適正化法第 22 条）

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

承認基準は、補助目的の達成等を確保する観点から定められるものであり、補助を行う主体でない道が承認基準を設定することは、適当ではないと考えられる。

なお、本件アイデアのような支障事例がある場合、地方分権改革に関する提案募集方式等により、市町村等が、国に対して承認基準の改正等を求めることが可能である。

道民アイデア整理表

No. 427	アイデア名	北海道サイクリング特区
---------	-------	-------------

【アイデアの概要】

- ① 道路交通法の運用を緩和し、世界における上級カテゴリーのレースができるようにする。
(現在は、ツールド北海道でも片側通行しか認められておらず、上級レースが開催できない。)
- ② 道路の設計標準を変え、自転車の通行の支障にならないようにする(必要がある際に順次改修)。
- ③ 補助制度などにより、公共交通機関に自転車を持ち込みやすい仕組みを作るよう促す。
- ④ 農地法の運用を緩和し、収穫後の農地や休耕田などで、マウンテンバイクのレースなどを開催できるようにする。公所有の山林の中を走る場合も、許可のルールを明確にし、通行しやすくする。
- ⑤ 自転車を持ち込める宿泊施設、移動手段、自転車で通行が困難なトンネルや砂利道などの、北海道全体の情報(外国語対応)提供の充実。
- ⑥ 道路だけではなく、河川敷地も利用した、北海道全体を自転車で回れるルート作り。
河川敷地も利用し、自転車が苦手なトンネルを通らずとも、北海道が回れるようなルートを作る。
- アイデアの実現により、レース中継による地域の名所・美しい景色のアピール、飲食店の売上向上、健康増進による医療費の削減、CO2の削減、自転車を趣味とする方の移住促進、自転車ガイドの雇用促進といった効果が期待できる。

【事実関係の整理】

- ① 道路の使用の許可は、所轄警察署長が行い、必要に応じ、危険防止等のための条件を付すことができる。(道路交通法第77条)
- ② 通行の妨げとなる溝の解消や滑りにくいグレーチングの使用など、道路における安全で快適な自転車通行設計は現行制度でも可能であり、国がガイドラインを策定し、推進している。
- ④ 優良農地であっても、周囲の営農に支障を生じないこと等の基準を満たせば、農地法に基づく許可を受けた上で、農地を一時的に転用することができる。
- ④ 国有林及び道有林では、開放している林道は、一般的に届出により自転車での通行ができる。
- ⑤ 平成24年に発足した「サイクル・ツーリズム北海道推進連絡会」(オブザーバーとして道が参画)では、複数市町村にまたがるルートや、サイクリストにやさしい宿泊施設等をホームページで公開。
- ⑥ 河川法上、河川敷地でのサイクリングは、一般的に規制はなく、自由に行うことができる。

【道州制特区制度との整合性】

- ① 道路使用の許可については、国に対して移譲を求める権限が存在しないため、道州制特区提案には馴染まない。
- ②～⑥ 現行制度で対応可能であるため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向(案)】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

道州制特区提案には馴染まないため、一旦検討終了とする。

なお、道としては、サイクルツーリズムは、本道の優位性を活かした観光資源として、国内外からの新規需要の喚起や市場の拡大に資するものであることから、今後とも、関係機関との連携を図りながら、広域モデルルートの開発などの地域の取組を支援し、サイクルツーリズムの推進に結び付ける考え。

道民アイデア整理表

No. 430	アイデア名	事業用貨物自動車の路上貨物の積卸し作業の適法化
---------	-------	-------------------------

【アイデアの概要】

- 路上の貨物の積卸し作業が駐車違反となる場合があり、貨物の輸送業務に多大な支障が生じている。
- 道路交通法施行細則第3条の2「道路交通法第4条第2項に規定により交通規制の対象から除く車両」に「貨物積卸し中の事業用貨物自動車」を加える。ただし、一定の時間制限（20分程度）を付すのを可とする。
- 路上の貨物の積卸しが適法として行われ、商流が妨げられなくなる。

【事実関係の整理】

- ① 道路交通法では、貨物の積卸しのため5分を超えない停止は、「駐車」の定義から除外されている（法第2条第1項第18号）。
- ② 交通に関する規制は、法令に明記されているもののほか、都道府県公安委員会において行うことができる（法第4条第1項）。
- ③ 道路標識等により駐車が禁止されている道路等における駐車において、一定の基準に該当するときは、警察署長の許可（駐車許可）を交付している（法第45条第1項、第49条の5）。
- ④ なお、道警本部では、荷さばき車両に配慮した駐車対策として、道路環境や荷さばきの需要等を考慮し、集配中の普通貨物自動車等について、駐車禁止規制から除外する区間を設定するなどの取組を行っている（札幌市内中心部）。

【道州制特区制度との整合性】

- 現行制度でも、道（公安委員会）の権限で規則の改正等により対応が可能であり、国に対して移譲を求める権限が存在しない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

- 本件の提案内容は、道（公安委員会）の規則改正や個別の事情を考慮した交通規制の緩和など、現行制度により実現が可能であり、国から道への権限移譲を伴うものではない。

道民アイデア整理表

No. 432	アイデア名	通訳案内士の登録要件等の緩和
---------	-------	----------------

【アイデアの概要】

外国人のガイドツアーには通訳案内士（通訳ガイド）の国家資格が必要となるが、語学力だけでなく、日本の歴史や産業など幅広い教養が求められ、外国人旅行客のニーズが増えても、通訳ガイドの確保は非常に難しいのが現状。

このため、報酬を受けて外国人の通訳ガイドを行える者の認定を地域の裁量に委ね、また、地域限定通訳案内士については、道内を道東地区など更に細分化した認定区分を設けることなどにより、通訳ガイド登録者数の増加を促進する。

※独自試験の実施等により通訳ガイドの質を担保することに留意

※地域限定通訳案内士に係る筆記試験について、現行、道の区域に係る地理、歴史、産業、経済、政治及び文化を、例えば道東などに区域を更に細分化するなど

【事実関係の整理】

○通訳案内士とは

通訳案内士法において「報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する業を営もうとする者は観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない」とされ、登録を受けずに報酬を得て通訳案内を業として行くと、50万円以下の罰金。【S24～】〔通訳案内士法〕

○その他の制度（詳細別紙）

- ・「地域限定通訳案内士」…資格を得た都道府県で、報酬を得て通訳案内を行う。【H18～】
〔外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律〕
- ・「特例ガイド」…地方自治体の研修を修了し登録された者は、指定を受けた区域内において報酬を得て通訳案内ができる。【H24～】〔総合特別区域法ほか〕

○構造改革特別区域の第25次提案等に対する政府の対応方針(H26. 10. 27)

構造改革特別区域計画に基づき、地方公共団体が行う当該地域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し、「地域限定特例通訳案内士（仮称）」として登録された者については、当該区域内において、報酬を得て通訳案内を行うことを業とすることができるものとするよう措置を講ずる。【今国会に法案提出予定】

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

〈理由〉

構造改革特区制度で地域の実情に応じた通訳案内士の育成が可能となる見込みであり、道としては、詳細な制度内容を待って今後の対応を検討する。

道民アイデア整理表

No. 434	アイデア名	旧100円銀貨を媒体とした金融貸付
---------	-------	-------------------

【アイデアの概要】

私のアイデアとはマイクロファイナンスなどの金融業です。

短期で金銭貸借をするのでどうしても高金利に設定しなければ採算が合いませんが、法律で定めている上限利息を変更するのを提案するつもりはありません。

ただし、「借りたものを(現状維持ではなくても磨耗してもいいから)返せばいい」というリース業と「利息をつけて現金で返さなければならない」という金銭貸借の中間のグレーゾーンを設定する特区を作りたいのです。

具体的には、旧100円銀貨を貸付、同じ重さの純銀で返してもらう仕組みです。

旧100円銀貨には銀が2.88グラムが含まれており、銀のグラム時価を70円とすると約200円となります。

そうすれば高利での貸付が可能で、上限利率を越えず合法となります。

もちろん銀貨を貸し付けても使い勝手が悪いし、純銀を返すのも手間であるから、パチンコのように交換所を設け、通常の1万円札と両替します。

公益性を出すために、貸しつけた利用者が安心して働く環境を作り出せるように道内の研修施設を購入、大量の雇用と住居提供に努めます。

※旧100円銀貨…100円銀貨(鳳凰:昭和32年発行)(稲穂:昭和34年発行～昭和42年)

流通貨幣ではありませんが、法定貨幣なので鋳潰すことは法律で禁じられています。

【事実関係の整理】

○改正貸金業法 (H22.6施行)	総量規制の導入 上限金利の引き下げ	収入の1/3 10万円未満 29.2% ⇨ 10万円以上100万円未満 100万円以上	年20% 年18% 年15%
----------------------	----------------------	---	----------------------

○マイクロファイナンス

一般的に、貧困層や低所得層を対象に貧困緩和を目的として行われる小規模金融で、自立のための相談やサポートを併せて行う。

※類似事業 公的：生活福祉資金 民間：グリーンコープ福岡など

○提案に基づき、1年間貸し付けた場合

借	返	年利
100円銀貨	純銀	
硬貨として使用(又は両替)…100円	200円	100.0%
古銭商(買取価格)…130円	200円	53.8%

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向(案)】

分野別審議	○	一旦検討終了
-------	---	--------

〈理由〉

金融貸付については、貧困層・低所得者への貸付を含め、貸金業法による全国一律規制の枠内で行うべきものであり、道州制特区制度による提案の対象にはなじまない。

道民アイデア整理表

No. 435	アイデア名	農用地区域内の開発行為制限の緩和
---------	-------	------------------

【アイデアの概要】

- 農業振興地域の農用地区域内に工場を建設しようとする場合は、農業目的外の施設の立地であることから、市町村の農業振興地域整備計画の土地利用区分を変更し、農用地区域から除外した上で、工場を建設することが本来のやり方であるが、このような手続きには相当な時間を要する等の課題がある。
- 農用地区域内に工場を建設しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）の規定により開発行為の制限がかかり、都道府県知事の許可が必要となるが、現行の許可基準では、工場立地を実現することができないため、基準を定める権限の移譲を受け、本道の実情にあった基準にする。
- このことにより、地域事情に応じた個別の開発許可ができるようになり、有効な土地利用が可能となる。

【事実関係の整理】

- 農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画であり、農用地等として利用すべき土地の区域として農用地区域を定めている。（農振法第8条）
- 農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域からの除外を行う場合、公告縦覧（30日間）と異議申立（15日間）期間を経た後、都道府県への協議が必要とされている。（農振法第11条、第13条）
- 農用地区域内において建築物の新築等の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、北海道では、当該許可権限について、希望する市町村に移譲されている。（農振法第15条の2第1項、北海道農政部の事務処理の特例に関する条例第2条）
- 開発行為により、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合には、許可を受けることはできない。（農振法第15条の2第4項）

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

農用地区域は、市町村が当該市町村の区域内の優良な農地を確保・保全し、農業振興を図るために農業振興地域整備計画で指定していることから、本件アイデアのような工場建設は、農業振興地域整備計画の変更により対応すべきと考えられる。